

○労災保険給付と損害賠償の調整

一 災害補償制度・労災保険制度と損害賠償制度

わが国の法制は、労基法上の災害補償制度、労災保険法上の保険給付制度、民事損害賠償制度の三者、特に前二者と後者につき、併存・調整主義を採用しているため（併存が認められている背景につき、保原喜志夫/山口浩一郎/西村健一郎・労災保険・安全衛生のすべて（以下保原ほか編と呼ぶ）二九六頁参照）、相互の関係、調整につき、種々の論点を創出している。

現行労基法は、第八章で使用者の災害補償責任につき定めている。これは、無過失責任、定率的保障、一定範囲の遺族補償、行政官庁・刑罰による履行確保等を原則とする点で民事上の損害賠償とは異なり、工場法時代の恩恵的扶助制度の性格を改め、労働者の最低労働条件確保（特に所得確保）を目的に設けられた制度である（保原ほか編一〇五頁以下、寺本廣作・労働基準法解説三四二頁）。しかし、人身損害填補という点では損害賠償と機能が重複する点もあるため、八四条二項は、同一の事由による損害につき、相互補完を規定した（法文は、損害賠償側での調整しか規定していないが、災害補償側での調整は当然とされる（寺本前掲書三四四頁））。他方、同一項は、労災保険法（以下労災法と呼ぶ）による「相当する給付」がなされる場合の使用者の免責を定めている（「相当する給付」の解釈から、労災保険給付が労基法七九条所定の遺族補償額に達しない場合にも全額免責を認めた例として、戸塚管工事件最一小昭四九・三・二八判決・判時七四一号一一〇頁）。労災法は、前述の如き趣旨を持つ労基法の姉妹法として、使用者の補償責任の担保、被災労働者等への災害補償にとどまらない一定額の補償等を目的としている。両法の制定当初、その給付内容は同一で、低水準に留まっていたが、昭和三五年労災法改正を契機に被災労働者等の生活維持機能を重視する方向で、独自の発展を遂げるに至った。

このうち労災保険給付の年金化は、機能重複部分につき、他制度との調整問題をもたらした。災害補償との関係については、立法上の措置（昭和三五年の労災法一九条の三新設（後に削除）、昭和四〇年の労基法八四条一項改正）により、長期給付部分についても補償責任を免責することで解決が図られた（先に補償責任が果たされた場合、行政実務上、保険給付独自の支給部分を除き給付はされない扱いとなる（厚生労働省確認））。問題は、損害賠償との関係である。一時金給付については、使用者責任災害につき、労災法に相当規定がないため、従来から労基法八四条二項の類推適用により（青木鉛鉄事件最二小昭六二・七・一〇判決・民集四一卷五号一二〇二頁）、第三者責任災害については、労災法一二条の四の適用により、調整されて来た（保原ほか編一〇一頁）。

二 将来の労災保険給付と損害賠償との調整

遺族補償年金や障害補償年金など、労災保険法上の年金給付分については、たとえ将来の支給が確定していても、同法の調整規定が当初、年金給付を全く予定していなかったため、その現価を将来の得べかりし利益の損失分についての損害賠償請求額から控除すべきか否か、控除説と非控除説が対立して来た。まずは第三者責任災害につき、当初の通説判例が採用した非控除説は、(1) 労災法一二条の四の「保険給付をしたとき」との文言や同条の趣旨、(2) 受給権者の死亡等失権事由該当による権利消滅の危険性を含め、将来の支給確定分が不確定・不確実であること、(3) 損害賠償債権の分割弁済の強制に繋がること、(4) 年金給付と損害賠償の趣旨の違い、等を論拠としたが、控除説は、(a) 労災法一二条の四と同趣旨の規定のある領域で控除説を採る最高裁判例の存在や、(b) 「衡平の原則」や「公平の理念」、(c) 年金は人身損害の完全填補を目的とする独自の意味を持ち、回帰的給付性やスライド性などにより、むしろ給付額が相当高額に達すること、等を論拠に挙げた。後述する労災法一二条の四が、年金給付側での支給停止を社会保障機関の裁量に委ねたため、障害及び遺族補償年金につき、行政実務が三年後からは支給停止を解除する扱いとしてきたこと（昭和四一・六・一七基発六一〇号、昭和五二・三・三〇基発一九二号。この扱いの趣旨につき、西村健一郎・労災補償と損害賠償二六二頁、特に示談との関係につき保原ほか編三四〇頁を参照されたい。なお、使用者責任災害については、後述の調整規定を受けた、昭和五六・六・一二発基六〇号、改正平成五・三・二六発基二九号を参照されたい）も、説得性を補強した。使用者責任

災害については、控除説に立つ判例も多く、前記(b)の他、年金給付主体が国であることによる確実性、損害金がおおよそ将来の逸失利益であることとの均衡、労災保険の責任保険的性格（使用者の保険利益）論、第三者責任災害事案との性格の相違、労基法八四条の文理解釈上の可能性、等が論拠とされたが、非控除説側は、前記(1)～(4)とほぼ同旨の論拠を挙げ、対抗した。また、遺族補償年金に限り非控除説を採る学説もあった（有泉亨「労災補償と労災保険」学会誌労働法三六号二七～二九頁）。

こうした中、最高裁判例は、まずは第三者責任災害につき、障害補償年金及び厚生年金保険障害年金との関係で明確に非控除説を採った（仁田原・中村事件最三小昭五二・五・二七判決・民集三一巻三号四二七頁。その他、休業補償費や遺族補償年金に関する類似判例も同旨であることにつき岩村正彦「社会保障法と民法の交錯」ジュリ八二八号一九三、一九四頁）。その理由は、労災法一二条の四の文言から、被災者の損害賠償請求権が縮減するのは、社会保障機関が請求権を取得した場合であり、これは保険給付を実際にした場合に限られ、将来給付分はカウントできない（いわゆる代理法理）、というものであった。その後、使用者責任災害についても、この判決を採用しつつ、長期傷病給付および厚生年金保険との関係で非控除説が採られたが（三共自動車（調整）事件最三小昭五二・一〇・二五判決・民集三一巻六号八三六頁）、その理由は、使用者責任災害の場合にも、労災保険給付があれば労基法八四条二項の類推適用により、厚生年金保険については衡平の理念にてらし、使用者は、同一の事由については、その価額の限度で民法による損害賠償の責を免れるが、その保険給付が損害填補の性質をも有する以上、社会保障機関が現実には保険給付を支給しない限り、損害賠償からの控除を「要しない」、というものであった（もっとも本件は、長期傷病補償給付の性質上、将来の給付額が確定していない事案であった（保原喜志夫・社会保障判例百選（第三版）一五三号（以下百選と呼ぶ）一三八頁）。この論理構成は、損益相殺の考え方の援用と解されているが（岩村前掲一九四頁）、結論的には非控除説に立ち、使用者の保険利益を事実上の期待に過ぎない、とも述べている。

かかる判示は、条文に忠実な解釈だが、いずれも保険給付が全て一時金であった頃の条文に基づいており、使用者責任災害については事業主から保険利益を奪う結果をもたらしたこともあり（例えば、使用者が自ら賠償債務を履行した場合の将来給付分の代位請求権（いわゆる加害者請求）につき、最高裁は、労災保険給付は賠償された損害に代わるものではなく民法四二二条は適用できない、かかる問題を本来規律すべき労災保険関係法令にその旨の規定がない、等として、否定的に解している（三共自動車（代位取得）事件最一小判平元・四・二七判決・民集四三巻四号二七八頁）。但し、判決の論理からは、保険給付と損害賠償との調整そのものを否定しないと筋が通らない、等の鋭い批判がある（本久洋一・百選一四三頁他）、昭和五五年労災法改正で、使用者責任災害につき調整規定が設けられた。これにより、「当分の間」、年金給付（遺族（補償）年金および障害（補償）年金で前払一時金請求の可能なもの。以下同じ）につき、一定条件下で、その受給権が消滅するか、前払一時金の最高限度額相当額（およそ労基法所定災害補償相当額）に達するまでの間、事業主は、その限度で同一事由による損害賠償の履行を猶予され（旧六七条（新六四条）一項一号）、年金又は前払一時金が現に支給されれば、その限度で免除される（同一項二号）。これにより使用者は、一時金給付時代の保険利益を確保することとなった（西村前掲書二四八頁）。また、やはり「当分の間」、第三者責任災害の場合の一二条の四第二項におけると同様に、同一の事由につき損害賠償が先行した場合、一定条件下で、損害填補という性質上重複する額の限度で、全ての労災保険給付を対象に、（厚生）労働大臣の定める基準により支給調整さるべきことも明文化された（同二項）。但し、前払一時金の最高限度額に相当する年金給付、失権差額一時金、前払一時金給付、の保険給付は必ず行われ、調整は損害賠償側に委ねられることとされた（同二項但書）（その他、本調整規定に関する詳細は、良永彌太郎「労災補償と損害賠償の新たな関係」二一世紀の労働法(7)四九頁を参照されたい）。

この規定に対しては、主に保険利益論を基調とする控除説の立場から、休業（補償）給付や傷病（補償）年金、前払一時金最高限度額を超える部分等が控除対象とならないこと、特別支給金や遺族損害賠償金等が支給調整対象とならないこと、等につき批判が加えられた

(西村前掲書二五九頁以下他)。その後、労働基準法研究会(災害補償関係)でも検討され、昭和六三年、「中間的な研究内容について(中間報告)」において解決の方向性が示された(詳細は、良永前掲五〇頁以下を参照されたい)。中間報告は、労災補償と損害賠償の併存を基礎とした完全調整を主眼とし、第三者責任災害については、保険給付決定時には政府が給付分全額につき一括代位取得できることを前提に、受給権者は三つの選択肢(失権時清算型の年金受給選択、賠償予定分割型の年金受給選択、賠償額受領選択)を持つが、保険給付の選択を原則とすること、後掲の第三者との示談成立の他、賠償額受領の場合でも政府に対抗できないこと(政府は全額を被災者等に給付し、全額を第三者に請求することを基本とする)、等を提示した。使用者責任災害については、(1)(i)同一の事由による将来給付(この点の計算方法は後の課題とされた)の現価分を損害賠償から控除する(控除方式)、または、(ii)控除方式か、賠償額の全額受領後当該給付分の使用者への支給か、いずれかを選択する(選択方式)、(2)使用者より被災労働者側に保険給付請求を要求する(両方式共通)、(3)故意「過失(≠重過失)」による労災につき、保険給付相当分を使用者から一括徴収する(両方式共通。但し選択方式の全賠償額受領方式では使用者への支給停止による)、等を提示した。調整ルールとすれば、前記調整規定より使用者の保険利益が守られているが、過失によってもそれが失われる点では厳しい。いずれにせよ、現実的解決を志向した本報告は、労災補償の根本的な性格論(項目103参照)に至る活発な議論を惹起した(例えば、保険利益論に関する本質的、制限的理解、民事損害賠償の原因究明的機能、等から、同報告に部分的に対抗する有力説として良永前掲五八頁、同じく前記調整規定の趣旨から前払一時金の最高限度額相当額を超える部分についての無限定な控除を戒める水野勝「労災補償制度の理論的課題」学会誌労働法七六号五頁以下他を参照されたい)。

こうした中、最高裁大法廷平五・三・二四判決(民集四七卷四号三〇三九頁)は、地方公務員共済に関する事案においてではあるが、同一の原因による利益につき損益相殺的な調整を原則としつつ、履行の不確実性から遺族年金「債権」(将来支給予定分)での調整は認められないが、現実の履行と「同視し得る程度にその存続及び履行が確実」な支分権についてのみ、調整を認める立場を採った。その後、その射程を労災保険にも拡大する判例も既に現れている(オタフクソース事件・広島地裁平成12・5・18労判783号15頁)

なお、実質上各保険給付を補う所得的效果を持つとされる特別支給金につき、最近の最高裁判例(コック食品事件最二小平八・二・二三判決・民集五〇卷二号二四九頁)は、従来の多数判例の立場を支持し、それが労働福祉事業(労災法二三条)の一環として、損失填補を目的としていないことや、明文の調整規定がないことなどから、やはり損害賠償額からの控除は認められない、としているが、学説上有力な反論もある(西村健一郎・判評二九二号四六頁、岩村正彦「労働判例研究」ジュリー一〇九号一三二頁ほか)。

三 第三者責任災害と示談

労災法一二条の四(旧二〇条)により、第三者責任災害の場合、政府が先に保険給付をなせば、その限度で被災労働者が有する第三者への賠償請求権を代位取得し(一項)、先に損害賠償がなされれば、政府はその限度で保険給付をしない「ことができる」(二項)。この規定の趣旨は、被災者の二重利得を禁ずると共に、有責第三者に必ず最終責任を負担させることにあり(西村前掲書二二頁)、災害補償との関係でも、損害賠償先行の場合には同条、補償先行の場合には民法四二二条が類推適用され、同様の処理がなされる(保原ほか編三三頁)。

他方、労災保険給付の実施前に第三者と被災労働者間で示談がなされた場合につき、最高裁は、法一二条の四が代位取得を認めているのは通常の債権である以上、被災労働者は第三者の債務を自由に免除(示談)できるが、その場合、政府は全額保険給付義務を免れる。しかし、債務免除後、政府が保険給付をした場合、債権の代位取得はできないから、求償もできない、と判示した(小野運送事件最三小昭三八・六・四判決・民集一七卷五号七一六頁。多摩中央運送事件最三小昭四一・六・七集民八三号七一頁も同旨。詳細は、拙稿「労働判例百選(第七版)一四六頁他)。かような場合にも、理論上、政府は被災労働者に対し過払

分の不当利得返還請求をなし得るが、あまり現実的ではなく、結局、保険財源を侵すこととなりがちである。この判決は、当事者が示談による喪失分の労災補償による回復を企図していた場合にまで政府の給付義務を免除するものとは解されない。しかし、労災補償の迅速かつ公正な補償の趣旨を尊重し、たとえ示談があっても、国の正当な利益を侵すことはできず、政府は本来の給付額から示談金額を差し引いた分を支給した上、第三者にその分の求償をなし得る、とする従来の考え方（公法上の制約説）を明確に否定するものである。

四 おわりに

近時、判例の採る非控除説の立場が労災保険制度への不信に繋がり、民営化機運の背景となっている旨の指摘もある（保原喜志夫「労災保険法の問題点」ジュリー二五七号九九頁）。しかし、私見としては、労災保険給付がいかに関心の発展を遂げたとはいえ、災害補償に起源を有することを考えれば、保険利益論を盾に損害賠償独自の意義と機能を奪う結果となりかねない純粋な控除説の立場に賛同はできない（その意味でも、必然的に控除説に繋がる「安易な」労災保険制度の民営化には反対である）。とはいえ、民事損害賠償とは制裁を目的とするものではないこと、保険給付制度拡充への現実的配慮、選択方式により早期失権問題（この問題につき、特に良永前掲五九頁、対する岩村前掲一九六頁、西村前掲書二六六頁以下を参照されたい）も回避できること、等から、少なくとも使用者責任災害については、中間報告の処理を妥当と考える。

三柴 丈典（近畿大学助教授）

労働法の争点（第3版）（有斐閣）掲載